13　年以上　14　年未満	25,500
14　年以上　15　年未満	24,500
15　年以上　16　年未満	23,500
16　年以上　17　年未満	22,500
17　年以上　18　年未満	21,600
18　年以上　19　年未満	20,600
19　年以上　20　年未満	19,600
20　年以上　21　年未満	18,600
21　年以上　22　年未満	18,200
22　年以上　23　年未満	17,800
23　年以上　24　年未満	17,100
24　年以上　25　年未満	16,700
25　年以上　26　年未満	16,200
26　年以上　27　年未満	15,800
27　年以上　28　年未満	15,400
28　年以上　29　年未満	14,800
29　年以上　30　年未満	14,600
30　年以上　31　年未満	14,400
31　年以上　32　年未満	13,900
32　年以上　33　年未満	13,300
33　年以上　34　年未満	12,700
34　年以上　35　年未満	12,200

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「２項職員」とは第２条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員という。